

平成29年度

登米市病院事業会計予算書

並びに予算に関する説明書

〔2月2日提出〕

宮城県 登米市

議案第19号

平成29年度登米市病院事業会計予算

(総則)

第1条 平成29年度登米市病院事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病床数	一般病床	療養病床	病床合計
	376床	30床	406床
(2) 延べ患者数	入院	外来	
	108,212人	268,464人	
(3) 一日平均患者数	入院	外来	
	296人	1,100人	

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 病院事業収益	7,407,613千円	
第1項 医業収益	6,673,052千円	
第2項 医業外収益	734,561千円	
	支	出
第1款 病院事業費用	8,555,568千円	
第1項 医業費用	7,575,085千円	
第2項 医業外費用	210,095千円	
第3項 特別損失	760,388千円	
第4項 予備費	10,000千円	

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額16,800千円は過年度の投資返還に伴う前受金で補てんするものとする。）。

	収	入
第1款 資本的収入	804,512千円	
第1項 出資金	324,787千円	
第2項 企業債	336,800千円	
第7項 他会計負担金	142,925千円	
	支	出
第1款 資本的支出	821,312千円	
第1項 建設改良費	450,725千円	
第3項 投資	45,800千円	
第4項 償還金	324,787千円	

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
米谷病院建設事業	千円 222,100	証書借入	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融資条件による。ただし、企業財政その他の都合により繰上償還又は低利に借換えることができる。
豊里病院改修事業	104,700			
医療情報システム導入事業	10,000			
合計	336,800			

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、3,900,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 医業費用と医業外費用との間

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 5,512,816千円

(2) 交際費 940千円

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産購入限度額は、1,187,121千円と定める。

平成29年2月2日提出

登米市長 布施孝尚